

厚生労働大臣が定める掲示事項

1. 当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

2. 入院基本料について

一般病棟では特別入院基本料を算定しており、1日6人以上の看護職員（准看護師）が勤務しています。時間帯ごとの配置は病棟の掲示を確認してください。

療養病棟では、療養病棟入院料1を算定しており、1日10人以上の看護職員（看護師および准看護師）が勤務しています。11人以上の看護補助者が勤務しています。時間帯ごとの配置は病棟の掲示を確認してください。

3. 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束の最小化について

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束の最小化についての基準を満たしております。

4. 明細書発行について

領収書発行の際、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を発行しております。明細書には使用した薬剤名や行われた検査名が記載されます。

発行を希望されない方は、会計窓口でその旨をお伝えください。

5. 一般名での処方について

後発医薬品があるお薬については、商品名ではなく一般名（有効成分の名称）で処方させていただく場合があります。

6. ベースアップ評価料について

当院では、R6年6月より「ベースアップ評価料」を算定しております。本評価料は医療従事者の処遇改善により、人材確保に努め、良質な医療を継続して提供するを目的としております。この加算は全て賃上げに充てられます。

7. 感染対策向上加算3について

当院では院内感染防止対策として必要に応じて次の取り組みを行っています。

- ・ 感染管理者である院長が中心となり、職員一同院内感染対策を推進します。
- ・ 院内感染対策の基本的考え方や関連知識の習得を目的に、研修会を年2回、参加・実施します。
- ・ 感染性の高い（インフルエンザや新型コロナウイルス感染症など）が疑われる場合は、一般診療の方と動線を分けた発熱外来にて対応します。
- ・ 標準的感染予防対策を踏まえた院内感染対策マニュアルを作成し、従業員全員がそれに沿って院内感染対策を推進していきます。
- ・ 感染対策に関して基幹病院と連携対策を構築し、定期的に必要な情報提供や

アドバイスを受け、院内感染対策の向上に努めます。

8. 情報通信機器をもちいた診療について

情報通信機器を用いた診療の初診において向精神薬の処方を行なわないことと
しています。